

議案第76号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 2 保健衛生・環境関係の部77の項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同部78の項中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

毒物及び劇物取締法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。